

新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金・下水道使用料の支払い期限の延長のご相談について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難なお客様に対し、下記のとおり支払い期限の延長のご相談をお受けしています。

1.対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難となった方

2.手続内容

① 手続方法

七飯町役場経済部上下水道課にてご相談のうえ、窓口にある書類にご記入をお願いいたします。

※印鑑をご持参ください

②納期限の延長の内容

- ・令和2年4月請求分の水道料金・下水道使用料
納期限 令和2年4月30日を 令和2年7月31日に延長
- ・令和2年5月請求分の水道料金・下水道使用料
納期限 令和2年6月1日を 令和2年8月31日に延長
- ・令和2年6月請求分の水道料金・下水道使用料
納期限 令和2年6月30日を 令和2年9月30日に延長

※すでに支払い済みの場合や口座振替、クレジットカードでのお支払いをご利用の方は手続きができない場合があります。

3.お問い合わせ

七飯町役場 経済部上下水道課 料金係

電話 0138-65-5796